

## 『H30年度税制改正大綱(8) 恒久的措置認定の回避防止』

国際課税では、BEPSプロジェクトの合意に基づき所要の制度改正が行われる。

1) 恒久的施設(PE)認定の人為的回避防止措置の導入: ○非居住者等の「資産の所有権の移転等」に関する契約の締結に関する業務を行う者を常習代理人に加える。また、独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する者(持分割合50%超の関係にある者等)に代わって行動する者を除外する。○保管、展示、引渡し等の特定の活動のみを行う場所であっても、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有するものでなければ支店PEに該当する。あるいは非居住者等と密接に関連する者が当該場所で一体的な業務の一部として補完的な機能を果たしている場合も該当する。○建設PEの期間要件について、PE認定回避を目的として契約期間を分割した場合には、期間を合計して判定する。2) 租税条約上のPEの定義と異なる場合の取扱い: 我が国が締結した租税条約に国内法上のPEと異なる定めがある場合には、条約の適用を受ける外国法人等についてその条約上のPEを国内法上のPEとする。改正は、平成31年分以後の所得税及び31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税より適用される。



## 『社長の平均年齢59.5歳 過去最高更新、帝国データ調査』



帝国データバンクが発表した「全国社長の年齢分析」結果によると、**社長の平均年齢は59.5歳で過去最高を更新した**。平均年齢を業種別で見ると、「不動産業」が61.5歳で最も高かった。一方、他業種と比べ30歳未満と30代の割合が高い「サービス業」が58.1歳で最も低かった。この調査は2018年1月時点で、約97万社を対象に実施した。

社長の平均年齢は前年に比べて0.2歳上昇した。上場企業の社長の平均年齢は58.9歳だった。また、上場企業の社長平均年齢では「建設業」が61.7歳で最も高く、唯一30歳未満の企業がある「サービス業」は55.1歳と最も低い。社長の平均年齢を業種細分類別に見ると、最高は「貸事務所業」で65.4歳、以下、「土地賃貸」(65.34)、「ゴルフ場」(64.9歳)、「駐車場業」(64.3歳)、「写真DPE業」(64.2歳)などが続いている。一方、平均年齢が最も低かったのは「児童福祉事業」で46.4歳だった。このほか、平均年齢が低い業種は「通信付帯サービス」(48.1歳)、「知的障害者福祉事業」(50.7歳)などだった。都道府県別では、最も平均年齢が高かったのは「岩手県」(61.6歳)、最も低かったのは「三重県」(58.3歳)だった。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます